

令和3年5月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、平成〇年〇月〇日から障害基礎年金を支給することを求めるというものである。

第2 事案の概要

本件記録によると、本件事案の概要は次のとおりである。

- 1 請求人は、糖尿病性腎症により障害の状態にあり、その初診日は平成〇年〇月〇日であるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した（以下「本件請求」という。）。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病（糖尿病性腎症）の初診日が平成〇年〇月〇日であることを認めることができないため。」との理由により、上記裁定請求を却下する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。
- 4 この間、請求人は、糖尿病性腎症により障害の状態にあり、その初診日は平成〇年〇月〇日であるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害基礎年金及び障害厚生年金（以下、併せて「障害給付」という。）の裁定を請求し（以下「別件請求」という。）、厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで請求人に対し、障害等級2級の障害給付を支給する旨の処分（以下「別件処分」という。）をした。

第3 当事者等の主張の要旨  
(略)

理由

- 1 請求人は、初診日を平成〇年〇月〇日であると主張して本件請求をしたところ、審査請求において、初診日の主張を平成〇年〇月〇日に変更したのであるが、請求人も自認するとおり、変更後の初診日は、請求人が厚生年金保険の被保険者資格を有していた期間に属する。

障害基礎年金の請求権と障害厚生年金の請求権とは、その法律上の根拠規定を異にし、その成立要件を異にする別個の請求権である。そして、障害等級が1級又は2級の障害厚生年金が支給される場合、併せて障害基礎年金が支給されるが、両者は一体のもの（障害給付）と取り扱われ、障害給付のうち障害基礎年金のみを請求し又は支給することは認められていない。このような制度の仕組みからすると、障害基礎年金の請求について処分がされた以上、特段の事情のない限り、同処分に対する行政上の不服申立手続において、初診日を厚生年金保険の被保険者資格を有していた期間に変更した上、障害基礎年金のみを請求し、又は障害給付の請求に請求を変更することは許されない。

したがって、上記の請求の変更が許容される特段の事情があると認められない限り、変更後の厚生年金保険の被保険者期間に属する初診日の主張は、失当な主張となる。

- 2 本件において、請求人は、審査請求の段階で、初診日の主張を厚生年金保険の被保険者資格を有していた期間に属する平成〇年〇月〇日に変更した上、障害給付のうち障害基礎年金のみの支給を求めるとしている。そこで、上記特段の事情があるかどうかにつき検討する。

保険者は、別件請求について、初診日を平成〇年〇月〇日と認めた上、障害等級2級の障害給付を支給する旨の処分（別件処分）をしているところ、請求人

は、本件請求で既に提出した資料から、平成○年○月○日当時において糖尿病の既往を確認でき、同日以前のいずれの日であっても国民年金法第30条第1項に定める保険料納付要件は充足していたから、本件請求において、平成○年○月○日を初診日とする障害基礎年金の支給が認められていたはずである旨主張する。

請求人が、もともと初診日を平成○年○月○日として障害給付の請求をする意向であったことは本件記録から明らかであるが、原処分時までには初診日が平成○年○月○日であると合理的に認定することができる程度の資料が提出されていたのであればともかく、そうでない限り、請求の変更を許容する特段の事情があるとは認められないというべきである（処分後に有力な新資料が発見されたときは、改めて障害給付の別請求をすべきものである。）。

(1) そこで、請求人が原処分前に提出した資料について、この点に関係するものをみると、① a 病院（旧 b 病院）が管理する電子データ情報には、請求人の来院履歴として、来院日「○. ○. ○」、受診科「c 科」、初診日「○. ○. ○」との記録があるが、傷病名は不明であり、② d 病院・A 医師（以下「A 医師」という。）作成の平成○年○月○日付け診療情報提供書には、「糖尿病にてペンフィルを注射して」いたとの記載があるが、同病院での診療の開始時期は不明である。以上のほか、原処分前に提出された資料で、初診日が平成○年○月○日であることについて証明力の高いものは見当たらない。

(2) 一方、請求人が審査請求において追加して提出した資料をみると、③ e 病院・B 医師作成の平成○年○月○日付け入院証明書には、既往症として「糖尿病。6～7年前から d 病院で治療されている」との記載があり、この記載は、その作成日付からみて、相当の信用性が認められ、また、④ A 医師作成の平成○年○月○日付け「初診日に関

する第三者からの申立書（第三者証明）」には、請求人の糖尿病について、「うちに来る4～5年前から b 病院で検査して治療をし始めました。（このたび、b 病院のコンピューターの画面を見せてもらいましたが、平成○年○月○日で間違いないと思います。）」等と記載されており、その記載内容全体からみて、請求人が同医師に受診する前に旧 b 病院で糖尿病の治療を受けていた旨の陳述には、相応の信用性が認められる。

3 上記2(1)(2)からすると、原処分前に提出された資料だけでは、旧 b 病院における平成○年○月○日初診の傷病が糖尿病であると合理的に認定できるとはいえず、これに審査請求において追加された上記③④等の資料を総合することにより、初めて糖尿病の初診日が平成○年○月○日であることを認めることができるというべきである。なお、請求人の厚生年金保険の被保険者資格をみると、昭和○年○月○日新規取得、昭和○年○月○日喪失、同年○月○日再取得、昭和○年○月○日喪失、平成○年○月○日再取得、平成○年○月○日喪失であり、その被保険者期間は断続的で限定されている。

以上の事情に鑑みると、本件について上記特段の事情があると認めることはできない。

4 したがって、請求人の初診日を平成○年○月○日とする主張は失当に帰するから、本件再審査請求は理由がない。よって、主文のとおり裁決する。